

第5章 生活排水処理基本計画

1. はじめに

(1)生活排水処理の現状

①し尿・生活排水処理事業の歴史・経緯

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、処理については、網野・久美浜町は、平成16年3月まで各町単独で行ってきた。一方、峰山・大宮・丹後・弥栄町は、昭和48年3月28日に設立された一部事務組合「竹野川環境衛生組合」で平成16年3月まで行ってきた。

平成16年4月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併で市制が施行され、以降全ての一般廃棄物処理業務について本市で行っている。

②し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れを図5-1-1に示す。

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、網野町内分については網野衛生センターに、峰山・大宮・丹後・弥栄町内分については竹野川衛生センターに、久美浜町内分については久美浜衛生センターに、それぞれ搬入され、全量適正処理が行われている。

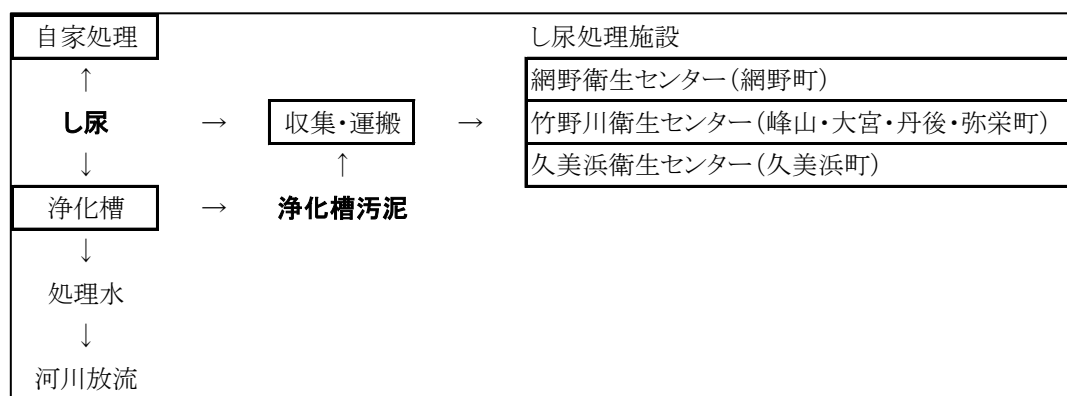


図5-1-1 本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

③中間処理・資源化・最終処分の状況

本市のし尿処理施設(網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター)の概要を表5-1-1～表5-1-3に示す。

表 5-1-1 し尿処理施設（網野衛生センター）の概要

施設名称	網野衛生センター	
所在地	京丹後市網野町高橋 524 番地	
竣工年月	昭和 62 年 3 月	
公称能力	36kL/日 (し尿 34.4kL/日、浄化槽汚泥 1.6kL/日)	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋乾燥＋焼却
	臭気処理設備	酸洗浄法＋アルカリ洗浄法
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

表 5-1-2 し尿処理施設（竹野川衛生センター）の概要

施設名称	竹野川衛生センター	
所在地	京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1	
竣工年月	平成 11 年 3 月	
公称能力	70kL/日 (し尿 63kL/日、浄化槽汚泥 7kL/日)	
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	標準脱窒素処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	20mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

表 5-1-3 し尿処理施設（久美浜衛生センター）の概要

施設名称	久美浜衛生センター	
所在地	京丹後市久美浜町湊宮 468 番地の 252	
竣工年月	平成元年 3 月	
公称能力	25kL/日 (し尿 23.125kL/日、浄化槽汚泥 1.875kL/日)	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理+高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機+スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理+凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理+ろ過+滅菌
	汚泥処理設備	濃縮+脱水+焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭+燃焼脱臭 中低濃度臭気：酸洗浄+アルカリ洗浄 +活性炭吸着
処理水質	pH	5.8~8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

④生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を表 5-1-4 に示す。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設による処理が行われている。

表 5-1-4 生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	備考
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	18,800人	平成7年度 ～平成32年度	
公共下水道	網野処理区 (網野町)	8,600人	平成16年度 ～平成32年度	
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	3,000人	平成6年度 ～平成32年度	
	丹後処理区 (丹後町)	2,300人	平成7年度 ～平成21年度	整備完了
	久美浜処理区 (久美浜町)	4,230人	平成4年度 ～23年度	整備完了
農業集落排水施設	佐濃南処理区 (久美浜町)※1	756人	平成18年度 ～平成23年度	整備完了
	川上南部処理区 (久美浜町)※1	386人	平成8年度 ～平成13年度	整備完了
	三重処理区 (大宮町)※1	279人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	森本処理区 (大宮町)※1	201人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	成願寺処理区 (丹後町)※1	373人	平成6年度 ～平成9年度	整備完了
	和田野処理区 (弥栄町)※1	1,697人	平成元年度 ～平成4年度	整備完了
	黒部処理区 (弥栄町)※1	1,162人	平成4年度 ～平成6年度	整備完了
	溝谷・吉野処理区 (弥栄町)※1	2,265人	平成7年度 ～平成12年度	整備完了
漁業集落排水施設	砂方処理区 (丹後町)※1	176人	平成7年度 ～平成10年度	整備完了
※1 計画処理人口は、平成25年度末の計画区域内人口				

(2) 生活排水処理の実績

① 排出量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移を表 5-1-5 に示す。し尿量および浄化槽汚泥量とも平成 21 年度～25 年度の実績は減少傾向にある。

表 5-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

	単位:KL/年				
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
し尿量	32,629	31,603	31,942	29,782	29,379
浄化槽汚泥量	12,309	11,869	12,162	12,374	12,241
合計	44,938	43,472	44,104	42,156	41,620
し尿原単位(L/人/日)	2.45	2.61	2.81	2.80	2.91
浄化槽汚泥原単位(L/人/日)	3.47	2.99	3.11	3.00	3.00

②処理経費

処理経費の推移を表5-1-6に示す。処理及び維持管理費は、平成21年度を除くと、約5億円/年で推移している。

表5-1-6 処理経費の推移

【歳入】		単位:千円				
項目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	37,000
	都道府県支出金	14,200	0	940	7,434	3,962
	地方債	81,500	17,000	18,700	63,600	0
	使用料および手数料	271,116	274,720	280,922	250,086	263,372
	その他	0	202	0	0	0
一般財源		250,365	232,889	227,064	248,458	243,448
合計		617,181	524,811	527,626	569,578	547,782

【歳出】			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項目							
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0		0
	小計		0	0	0	0	0
処理・維持管理費	人件費		73,018	68,027	69,562	63,506	62,294
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	241,576	174,360	171,321	228,465	223,579
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		282,087	266,138	260,912	248,376	245,783
	その他		0		0	0	0
小計		596,681	508,525	501,795	540,347	531,656	
その他			20,500	16,286	25,831	29,231	16,126
合計			617,181	524,811	527,626	569,578	547,782

資料:一般廃棄物処理事業実態調査

(3)関係法令・計画等

①国の廃棄物処理行政の動向

国では、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体（行政、国民）の責務の明確化や浄化槽法によるし尿処理等の規定（合併処理浄化槽）を図るとともに、生活排水処理施設の整備としては、公共下水道の整備、補助金制度による浄化槽の整備、交付金制度による汚水処理施設の整備促進、農業集落排水施設の整備を進めることとしている。

また、近年の窒素・りん等の排出基準強化、ふっ素・ほう素の排出基準設定など、水質規制を取り巻く状況も年々変化してきており、様々な自治体において施設の維持管理方法の改善や、施設改良・更新などが行われている。また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル関連の法整備が進む中、し尿等処理施設においても従来の衛生処理の観点から、平成10年以降は資源化設備を兼ね備えた「汚泥再生処理センター」のみが国庫補助対象となり、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付

金制度にも適用されている。

また、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄についても「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」(ロンドン条約 96 年議定書)を踏まえて施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 14 年政令第 2 号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥を海洋投棄することが禁止され、同時にこれまで海洋投棄を実施していた者についても平成 19 年 2 月以降より禁止されている。

②府の廃棄物処理行政の動向

京都府は、府内全域の水洗化施設の整備を計画的、効率的に実施し、快適な生活を営み、河川等の水質保全を図っていくため、平成 22 年 10 月、「京都府水洗化総合計画 2010」を策定し、施策を推進している。

同計画では、整備目標を平成 32 年度末に 99.9%として水洗化をほぼ完了する計画である。

③関係法令等

○浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きく、くみ取り便所を用いてし尿処理施設で処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、公共用水域の保全に対して大きな弊害となっている。このため、生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設禁止のために平成 12 年 6 月に浄化槽法を改正し、平成 13 年 4 月より施行している。

また、平成 17 年 5 月には、「浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設」、「浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化」等に関する改正がなされ、平成 18 年 2 月より施行している。

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3Rの推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成 17 年 4 月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。一部の例外地域を除き人口 5 万人以上または面積 400km²以上の広域的な地域を対象としている。

④生活排水処理技術の動向

○汚泥再生処理センター

衛生処理を目的としたし尿処理施設に替わり、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターが平成 9 年より国庫補助の対象となった。

汚泥処理センターは、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみなどの有機性廃棄物を併せて処

理すると共に、資源を回収する施設であり、水処理設備、資源化設備などから構成されている。

近年、公共下水道などの整備により、し尿は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥など汚泥の比率が上がってきており、50%を超えるケースも多い。また、汲み取りし尿や浄化槽汚泥が薄くなる傾向があり、収集車両に浄化槽汚泥濃縮車を用いているケースもある。バキューム車の臭気についても、燃烧式、活性炭吸着＋水溶式などによる対策が行なわれている。し尿処理の整備方法として、し尿処理設備の一部の機能を省略し、下水道放流を行うケースも増加している。

資源回収としては、メタンガス化によるエネルギー・電力回収、汚泥などの炭化による土壌改良利用、排水からのリン回収、セメント原料としての利用などの検討が進められている。

○合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の技術の方向性としては、生物処理機能を向上させることによる設備のコンパクト化と水質の高度化がある。

水質規制の厳しい地域において、窒素・リン・浮遊物質など、BOD 以外の項目の水質要求に対応する水質高度化がある。さらに、両方の要素（省スペース、水質高度化）に対応する浄化槽として、膜分離型浄化槽が実用化されている。

また、余剰汚泥の減量化も一つのテーマであり、膜分離活性汚泥法等の長い汚泥日齢（SRT）での運転による汚泥の自己酸化を進める方法、嫌気性処理の効率化等による汚泥の可溶化を図る方法などがある。その他、現在研究中の技術として、マグネシウム添加新活性汚泥法、余剰汚泥のオゾン処理法、好気性高熱細菌法、酵素や生物製剤を使用して汚泥の減量化を行う方法等の研究が進められている。

(4)問題点の整理と課題の抽出

①生活排水の排出時に関する課題

本市の生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）は、平成 25 年度現在で 49.2%となっており、生活排水処理施設の整備及び水洗化率のさらなる向上が求められる。

- ・公共用水域の保全のため、生活排水処理施設の整備及び水洗化率の向上が求められる。
- ・ディスポージャーの使用に関する検討が必要である。
- ・節水型衛生機器の普及促進に係る啓発が必要である。

②収集運搬に関する課題

収集運搬については、公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定されるなど、主に以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定される。

- ・し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努める必要がある。

③中間処理、最終処分に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理については、市内に3施設あるし尿処理施設にて処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿および浄化槽汚泥の量や割合によって処理工程等を検討する必要がある。
- ・将来の処理量（し尿と浄化槽汚泥の総量）は減少傾向にあり、それに応じた合理的・効果的な処理（運営）を検討する必要がある。
- ・し尿、浄化槽、下水汚泥の最終処分についても、安定的、効果的な減量化を図るため、焼却処分のほか、資源の有効利用やコスト削減、地球温暖化防止の観点からも、民間委託も含めて汚泥のコンポスト化（堆肥化）を継続して検討する必要がある。

2. 基本方針

(1)生活排水処理に係る理念、目標

本市では、生活排水による水質悪化が懸念されており、その対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川や湖沼などの水辺が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

(2)生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、下水道、農業集落排水等の施設の特性をよく分析し、適切な施設の配置を図る。
- ②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、戸別に合併処理浄化槽の普及を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

3. 生活排水の排出の状況

本市における処理形態別人口の推移を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 処理形態別人口の推移（実績）

単位：人

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
行政区域内人口	61,661	60,858	60,070	59,633	58,881
計画処理区域内人口	61,661	60,858	60,070	59,633	58,881
1.水洗化・生活雑排水処理人口	22,522	25,408	26,794	28,097	28,948
(1) 合併処理浄化槽	7,693	9,112	9,083	9,322	9,328
(2) 公共下水道	9,200	10,541	11,741	12,725	13,528
(3) 農業集落排水施設	5,481	5,605	5,815	5,903	5,942
(4) 漁業集落排水施設	148	150	155	147	150
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,015	1,750	1,674	1,991	1,845
3.非水洗化人口	37,124	33,700	31,602	29,545	28,088
(1) 計画収集人口	36,472	33,163	31,162	29,127	27,691
(2) 自家処理人口	652	537	440	418	397
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1. 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市 個人等
2. 公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
3. 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
4. 漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
5. 単独処理浄化槽	し尿	個人等
6. し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

5. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

先に、基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、平成 41 年度に生活排水処理率 82.7%を目標とし、目標達成のために、京丹後市水洗化計画に基づき、人口密集地区については、公共下水道等の集合処理による整備を進めるとともに、個別処理とした地域においては市もしくは施設設置者等が事業主体となり、合併処理浄化槽の設置促進に努める。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、集合処理型施設への速やかな接続、あるいは合併処理浄化槽への切り替えを図るものとする。

表 5-5-1 生活排水の処理の目標

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
生活排水処理率	49.2%	68.3%	82.7%

(2) 人口の内訳

人口については、水洗化率との密接な関係があるため、本計画における計画処理区域内人口および行政区域内人口については、平成 25 年度、平成 31 年度を京丹後市水洗化計画の推計人口とし、平成 41 年度は、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）で設定した人口を用いる。

表 5-5-2 人口の内訳

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
			単位: 人
1.行政区域内人口	58,881	54,492	46,885
2.計画処理区域内人口	58,881	54,492	46,885
3.水洗化・生活排水処理人口	28,948	37,237	38,780

(3) 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理形態別推計人口を表 5-5-3 に示す。

表 5-5-3 生活排水の処理形態別推計人口

単位:人

	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
行政区域内人口	58,881	54,492	46,885
計画処理区域内人口	58,881	54,492	46,885
1.水洗化・生活雑排水処理人口	28,948	37,237	38,780
(1) 合併処理浄化槽	9,328	9,546	8,598
(2) 公共下水道	13,528	21,528	24,409
(3) 農業集落排水施設	5,942	6,025	5,655
(4) 漁業集落排水施設	150	138	118
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,845	1,625	1,251
3.非水洗化人口	28,088	15,630	6,854
(1) 計画収集人口	27,691	15,291	6,518
(2) 自家処理人口	397	339	336
計画処理区域外人口	0	0	0

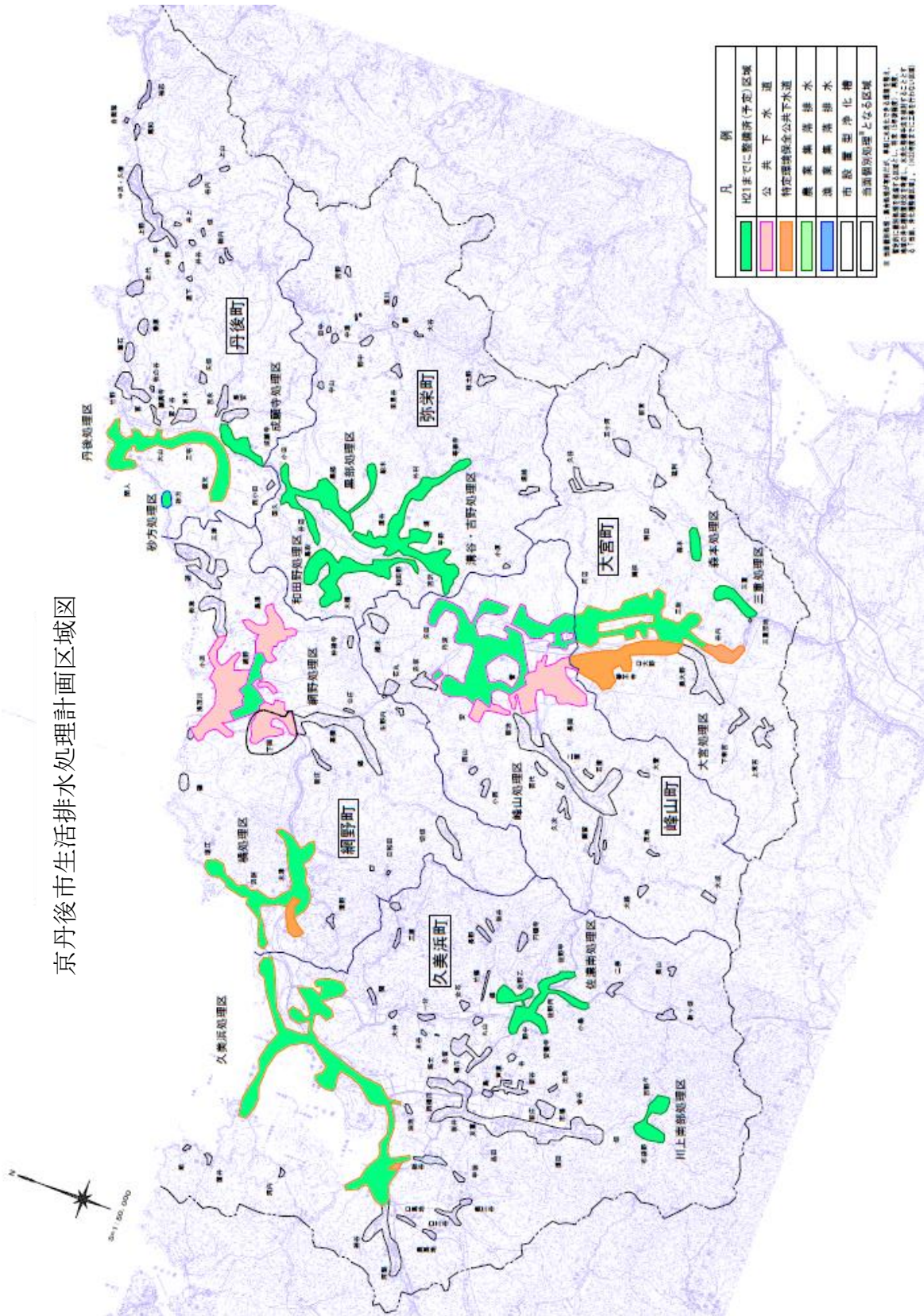
(4) 施設及びその整備計画の概要

本市における施設整備計画の概要を表 5-5-4 に示す。

表 5-5-4 施設整備計画の概要

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	事業費 見込み
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	18,800人	平成7年度 ～平成32年度	23,413百万円
公共下水道	網野処理区 (網野町)	8,600人	平成16年度 ～平成32年度	7,884百万円
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	3,000人	平成6年度 ～平成32年度	5,194百万円
合併処理浄化槽	集合処理施設以外の 行政区域全域	市または施設設置者等により整備		

京丹後市生活排水処理計画区域図



生活排水処理計画区域図

6. し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画 1 人 1 日平均排出量については、本市の過去 5 年の実績平均値を用いた。表 5-6-1 に計画 1 人 1 日平均排出量を示す。

表 5-6-1 計画 1 人 1 日平均排出量

	平成21年度～平成25年度 実績平均値	全国平均値(参考値)
し尿	2.72 L/人・日	2.27 L/人・日
浄化槽汚泥	3.12 L/人・日	1.42 L/人・日

(2) 排出管理・再資源化計画

① 排出管理に関する目標

し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとする。

浄化槽汚泥については、浄化槽の適正な管理により、公共用水域の水質汚濁負荷を削減していくことを目標とする。

② 排出管理の方法

し尿については、簡易水洗トイレの普及等により単位排出量が増加する傾向にある。また、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽の普及により、今後、排出量が増加することが考えられる。

よって、本市では浄化槽の保守点検・清掃・定期検査など、適正な維持管理について、今後も引き続き指導や検査を実施していく。

③ 再資源化の方法

生活排水施設から発生する汚泥は、単に処理処分するだけでなく、資源として有効利用すべきものであり、肥料・燃料・建設資材等の幅広い活用が考えられる。

しかしながら、全国的にみると、最終的にし尿処理汚泥となって乾燥や焼却後、埋立処分されているものが大部分であり、コンポストとして有効利用されている割合は低いのが現状である。

本市から排出されるし尿処理汚泥は、今後、堆肥化等による資源化について継続して検討を行っていく。

(3) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

当面この体制を維持していくが、取扱量の減少が想定されるため、収集・運搬体制に関する見直しを適宜行いながら、安定したし尿の収集・運搬を行っていくことを目標とする。

② 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。収集・運搬は本市の事務とし、形態はし尿については当面の間は直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により行うこととする。なお、本市においては、近年ではし尿収集量の急速な減少は見られないものの、将来は減少すると予測される。しかし、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要がある。また、し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努めていく。

③ 収集・運搬の量

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、収集・運搬量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-2 収集・運搬量の見込み

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
し 尿	27,444 kl	15,155 kl	6,460 kl
浄化槽汚泥	12,707 kl	12,705 kl	11,201 kl
合 計	40,151 kl	27,860 kl	17,661 kl

(4) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

② 中間処理の方法及び量

し尿処理施設における処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。なお、竹野川衛生センターにおいては、集落排水施設で発生する脱水汚泥、引抜汚泥及び公共下水道汚泥を受け入れることとする。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、堆肥化等による資源化について継続的に検討を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-3 中間処理量の見込み

	単位:KL/年		
	現在 (平成25年度)	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成41年度)
し 尿	27,444	15,155	6,460
浄化槽汚泥	12,707	12,705	11,201
合 計	40,151	27,860	17,661

③処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予想されるが、処理量の変動を考慮しながら、市内に3施設ある処理施設を合理的・効果的な処理（運営）を検討する。

また、3施設における処理以外にも下水道汚泥の資源化に向けた検討を行っていく。

(5)最終処分計画

①最終処分に関する目標

各し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、現状どおり全量埋立処分を行うものとする。

②最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、最終処分場にて全量埋立処分を行うものとする。

③処理施設及び整備計画の概要

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の最終処分計画に準ずる。

7. その他

(1) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での集会等を通じて周知を図るものとする。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

(2) 地域に関する諸計画との関係

本市では、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。